

●香川県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年2月25日から同年3月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺多度津線（25号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町京町甲482番 22地先から	前	11.8~17.6	68	総合流域防災事業に伴 う仮設道の設置
	後	11.8~17.6	68	
10.0~11.7		73		
仲多度郡多度津町京町甲483番 5地先まで				

- 4 供用開始の期日 平成26年2月25日